

○福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準

条例	規則	解釈通知
<p>○福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨および基本方針（第一条—第四条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第五条）</p> <p>第三章 設備に関する基準（第六条）</p> <p>第四章 運営に関する基準（第七条—第四十三条）</p> <p>第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準</p> <p> 第一節 この章の趣旨および基本方針（第四十四条・第四十五条）</p> <p> 第二節 設備に関する基準（第四十六条）</p> <p> 第三節 運営に関する基準（第四十七条—第五十五条）</p> <p>第六章 雑則（第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 趣旨および基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項ならびに第八十八条第一項および第二項の規定により、指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準等を定</p>	<p>○福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準について</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項および第2項に規定される指定介護老人福祉施設の基準については、「福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（平成24年福井県条例第62号。以下「基準条例」という。）および「福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則」（平成25年福井県規則第14号。以下「基準規則」という。）で定められ、平成25年4月1日から施行されることである。</p> <p>基準条例および基準規則で定める基準の趣旨および内容は下記のとおりであるので、その取扱いに十分留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[目次]</p> <p>第1 基準条例の性格</p> <p>第2 人員に関する基準</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>第5 ユニット型指定介護老人福祉施設</p>

条例	規則	解釈通知
<p>めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、法および介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）において使用する用語の例による。</p>		<p>第1 基準条例の性格</p> <p>1 基準条例は、指定介護老人福祉施設がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護老人福祉施設は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護老人福祉施設の指定は受けられず、また、運営開始後、基準条例に違反することが明らかになった場合は、知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、基準条例に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取り消すものであること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設が自己の利益を図るために基準条例に違反したとき</p> <p>ア 指定介護福祉施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき</p> <p>イ 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思および人格を</p>		<p>ウ 居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき</p> <p>(2) 入所者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(3) その他(1)または(2)に準ずる重大かつ明白な基準条例違反があったとき</p> <p>3 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定介護老人福祉施設について指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>4 基本方針</p> <p>基準条例第3条第4項は、第2項の趣旨および高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に基づき、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講ずるよう努めることを規定したものである。</p> <p>「必要な体制の整備」とは、具体的には、</p> <p>(1) 虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>(2) 成年後見制度の利用支援</p> <p>(3) 苦情解決体制の整備</p>

条例	規則	解釈通知
<p>尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（規模）</p> <p>第四条 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。</p> <p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第五条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 条例第五条第二項に規定する規則で定める基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数</p>	<p>(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものである。</p> <p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 生活相談員</p> <p>生活相談員の資格については、福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例(平成24年福井県条例第59号)第6条第2項によること。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師</p> <p>二 生活相談員</p> <p>三 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <p>四 栄養士</p> <p>五 機能訓練指導員</p> <p>六 介護支援専門員</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の配置の基準は、規則で定める。</p>	<p>二 生活相談員 入所者の数が百またはその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 介護職員または看護職員</p> <p>イ 介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三またはその端数を増すごとに一以上とすること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上</p> <p>(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>四 栄養士 一以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一以上</p> <p>六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百またはその端数を増すごとに一を標準とする。）</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	<p>2 栄養士</p> <p>基準条例第5条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p> <p>3 機能訓練指導員</p> <p>基準規則第2条第7項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員または介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>4 介護支援専門員</p> <p>(1) 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を1人以上配置するものとする。したがって、入所者が100人未満の指定介護老人福祉施設であっても1人は配置しなければならない。また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が100人またはその端数を増すごとに1人を標準とす</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（条例第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>るものであり、入所者の数が100人またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。</p> <p>(2) 介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</p> <p>5 用語の定義</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>らない。</p> <p>8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>10 第一項第一号の医師および同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>(2) 「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上、当該指定介護福祉施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>当該指定介護老人福祉施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4) 「専ら従事する」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>定介護福祉施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」</p> <p>ア 基準規則第2条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>イ 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)または増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設または増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設または増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設または増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>ウ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第三章 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第六条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。</p> <p>一 居室</p> <p>二 静養室</p> <p>三 浴室</p> <p>四 洗面設備</p> <p>五 便所</p> <p>六 医務室</p> <p>七 食堂および機能訓練室</p> <p>八 廊下</p> <p>九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる。</p> <p>3 前項ただし書の場合においては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備の基準は、規則で定める。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第三条 条例第六条第四項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 静養室</p> <p>介護職員室または看護職員室に近接して設けること。</p> <p>三 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 洗面設備</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>ロ ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>六 医務室</p> <p>イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の</p>	<p>た数とする。</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者の経済状況、施設の整備状況その他の地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>2 居室定員を2人以上4人以下とする場合には、入所者同士の視線が遮断されるように間仕切り等を設置するなど、プライバシーの確保に配慮しなければならない。この場合、各居住部分に室外の自然光が取り入れられるような工夫が必要である。</p> <p>3 便所等の面積または数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さまたは数を確保するよう配慮するものとする。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性および非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。</p> <p>5 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>五第二項に規定する診療所とすること。</p> <p>ロ 入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>七 食堂および機能訓練室</p> <p>イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>八 廊下</p> <p>幅を一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。</p> <p>九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>確実に設置しなければならないものである。</p> <p>6 経過措置等(基準条例附則第2項、第3項、第8項、基準規則第2項から第6項まで)</p> <p>設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>(1) 1の居室の定員に関する経過措置</p> <p>ア この基準条例の施行の際現に法第48条第1項第1号に規定する指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、または改築された部分を除く。）（平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームを除く。）については第6条第2項の規定を適用する場合には、同項中「1人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とする」とし、同条第3項の規定を適用しない。（基準条例附則第8項）</p> <p>イ 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この基準条例の施行の後に増築され、または全的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち1の居室の定員に関する基準「4人以下」については、「原則として4人以下」とする。（基準条例附則第2項）</p> <p>ウ 平成12年4月1日前から引き続き存する特</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち1の居室の定員に関する基準は「4人以下」については、「8人以下」とする。(基準条例附則第3項)</p> <p>(2) 入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置</p> <p>平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準条例の施行の後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者1人当たりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。(基準規則附則第2項)</p> <p>(3) 入所者1人当たりの食堂および機能訓練室の面積に関する経過措置</p> <p>平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準条例の施行の後に増築され、また</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち食堂および機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。(基準規則附則第3項)</p> <p>(4) 病院の療養病床転換による食堂および機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床もしくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床もしくは老人性認知症疾患療養病棟を平成30年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。(基準規則附則第4項)</p> <p>(5) 診療所の療養病床転換による食堂および機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成30年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(基準規則附則第5項)</p> <p>ア 食堂および機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者1人当たり3平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>イ 食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>(6) 病院および診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床もしくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床もしくは老人性認知症疾患療養病棟または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合に</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第四章 運営に関する基準</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第七条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者またはその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第四条 指定介護老人福祉施設は、条例第七条第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 次項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>2 条例第七条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ</p>	<p>において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(基準規則附則第6項)</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>基準条例第7条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者またはその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者および指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>3 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者またはその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p>	<p>ルに記録する方法</p> <p>ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者またはその家族の閲覧に供し、当該入所申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、入所申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>2 提供拒否の禁止</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第八条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第十条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。</p>		<p>基準条例第8条は、原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。</p> <p>3 受給資格等の確認</p> <p>(1) 基準条例第10条第1項は、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、入所者の被保険者証に、指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるべきこと</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第十一条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(入退所)</p>		<p>とを規定したものである。</p> <p>4 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 基準条例第11条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、入所申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があることおよび当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>5 入退所</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第十二条 指定介護老人福祉施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度および家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営む</p>		<p>(1) 基準条例第12条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることに鑑み、介護の必要の程度および家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性および公平性が求められることに留意すべきものである。</p> <p>(3) 同条第3項は、基準条例第3条(基本方針)を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切な指定介護福祉施設サービスが提供されるようにするため、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。</p> <p>また、質の高い指定介護福祉施設サービスの提供</p>

条例	規則	解釈通知
<p>ことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p>		<p>に資することや入所者の生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないものとしたものである。</p> <p>(4) 同条第4項および第5項は、指定介護老人福祉施設が要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることに鑑み、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、前記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行うこと。</p> <p>(5) 同条第6項は、第4項の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人または家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。</p> <p>また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員および生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師および居宅介護支援事業者等ならびに市町村と十分連携を図ること。</p> <p>6 サービスの提供の記録</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第十三条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第十四条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受け</p>	<p>規則</p> <p>(費用)</p> <p>第五条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p>	<p>解釈通知</p> <p>基準条例第13条第2項は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準条例第43条第2項に基づき、当該記録は5年間保存しなければならない。</p> <p>7 利用料等の受領</p> <p>(1) 基準条例第14条第1項は、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）の1割（法第50条または第69条の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払いを受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、入所者間の公平および入所者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスを提供した際にその入所者から支払いを受ける利用料の額と法定代理受領サ</p>

条例	規則	解釈通知
<p>るものとする。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払いを受けることができる。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、前項の規則で定める費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「基準省令」という。）第九条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 基準省令第九条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 理美容代</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>3 条例第十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。</p>	<p>サービスである指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の中に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、基準規則第5条第1項第1号に規定する食費の基準費用額(基準条例第14条第1項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、基準規則第5条第1項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>イ 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、基準規則第5条第1項第2号に規定する居住費の基準費用額(基準条例第14条第1項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、基準規則第5条第1項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>オ 理美容代</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>については、前2項の利用料のほかに入所者から支払いを受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。なお、アからエまでの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号）および「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとし、カの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）によるものとする。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第十五条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基</p>		<p>(4) 基準条例第14条第4項は、指定介護老人福祉施設は、基準規則第5条第1項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、入所者またはその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p> <p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>基準条例第15条は、入所者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他入所者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準条例第16条第3項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標および内容ならびに行事および日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項および第5項は、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを</p>

条例	規則	解釈通知
<p>づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p> <p>第十七条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施</p>		<p>得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準条例第43条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>10 施設サービス計画の作成</p> <p>基準条例第17条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方および当該</p>

条例	規則	解釈通知
<p>設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入</p>		<p>業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成およびその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。</p> <p>(1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成(第1項)</p> <p>指定介護老人福祉施設の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。</p> <p>(2) 総合的な施設サービス計画の作成(第2項)</p> <p>施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、施設サービス計画の作成または変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。</p> <p>(3) 課題分析の実施(第3項)</p> <p>施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立</p>

条例	規則	解釈通知
<p>所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>(モニタリング等)</p> <p>第六条 条例第十七条第九項の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>2 条例第十七条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	<p>ち入所者の課題分析を行わなければならない。</p> <p>課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。</p> <p>なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なもの認められる適切な方法を用いなければならないものである。</p> <p>(4) 課題分析における留意点(第4項)</p> <p>計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p> <p>(5) 施設サービス計画原案の作成(第5項)</p> <p>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入</p>

条例	規則	解釈通知
<p>る。</p> <p>1 2 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p>		<p>所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>また、当該施設サービス計画原案には、入所者およびその家族の生活に対する意向および総合的な援助の方針ならびに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標およびそれを達成するための短期的な目標ならびにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画および提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定介護老人福祉施設の行事および日課等も含むものである。</p> <p>(6) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第6項)</p> <p>計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容と</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>して何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催または当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員および栄養士等の当該入所者の介護および生活状況等に関係する者を指すものである。</p> <p>(7) 施設サービス計画原案の説明および同意(第7項)</p> <p>施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務付けることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。</p> <p>なお、当該説明および同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表および第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>知)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。</p> <p>また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務付けているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意されたい。</p> <p>(8) 施設サービス計画の交付(第8項)</p> <p>施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した施設サービス計画は、基準条例第43条第2項の規定に基づき、2年間保存しておかなければならない。</p> <p>(9) 施設サービス計画の実施状況等の把握および評価等(第9項)</p> <p>計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者およびその家族ならびに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(10) モニタリングの実施(第10項、基準規則第6条)</p> <p>施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。</p> <p>「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。</p> <p>また、特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。</p> <p>なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。</p> <p>(11) 施設サービス計画の変更(第12項)</p> <p>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、基準条例第17条第2項から第8項に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合に</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(介護)</p> <p>第十八条 介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきしなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護</p>		<p>においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第9項((9) 施設サービス計画の実施状況等の把握および評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> <p>1 1 介護(基準条例第18条)</p> <p>(1) 介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、または必要な支援を行うものとする。</p> <p>(2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>(3) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>(4) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身および活動の状況に適したおむつを提</p>

条例	規則	解釈通知
<p>職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>		<p>供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(5) 「指定介護老人福祉施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。</p> <p>ア 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践ならびに評価をする。</p> <p>イ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。</p> <p>ウ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</p> <p>エ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。</p> <p>オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。</p> <p>また、施設外の専門家による相談、指導を積極</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(食事)</p> <p>第十九条 指定介護老人福祉施設は、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>		<p>的に活用することが望ましい。</p> <p>(6) 指定介護老人福祉施設は、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。</p> <p>(7) 第7項の「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>12 食事の提供(基準条例第19条)</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p>入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量および内容とすること。</p> <p>また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>(2) 調理について</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>(3) 適時の食事の提供について</p> <p>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>(4) 食事の提供に関する業務の委託について</p> <p>食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。</p> <p>(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について</p> <p>食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要である。</p> <p>(6) 栄養食事相談</p> <p>入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(相談および援助)</p> <p>第二十条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第二十一条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携</p>		<p>要がある。</p> <p>(7) 食事内容の検討について</p> <p>食事内容については、当該施設の医師または栄養士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならない。</p> <p>1.3 相談および援助</p> <p>基準条例第20条に定める相談および援助は、常時必要な相談および援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>1.4 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>(1) 基準条例第21条第1項は指定介護老人福祉施設が画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味または嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者またはその家族が行うことが困難</p>

条例	規則	解釈通知
<p>を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第二十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行</p>		<p>な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。</p> <p>(3) 同条第3項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならない。</p> <p>(4) 同条第4項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>15 機能訓練</p> <p>基準条例第22条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通</p>

条例	規則	解釈通知
<p>わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第二十三条 指定介護老人福祉施設の医師または看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。</p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第二十四条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。</p>		<p>じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。</p> <p>1 6 健康管理</p> <p>基準条例第2 3条は、健康管理が、医師および看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p> <p>1 7 入所者の入院期間中の取扱い(基準条例第2 4条)</p> <p>(1) 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院または診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。</p> <p>(2) 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者およびその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(入所者に関する市町村への通知)</p> <p>第二十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第二十六条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型</p>	<p>(入所者に関する市町村への通知)</p> <p>第七条 条例第二十五条の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	<p>を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。</p> <p>(4) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。</p> <p>1 8 入所者に関する市町村への通知</p> <p>基準条例第25条は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者および自己の故意の犯罪行為もしくは重大な過失等により、要介護状態等もしくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、介護保険法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収または第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定介護老人福祉施設が、その入所者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p> <p>1 9 管理者による管理(基準条例第26条)</p> <p>指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとす</p>

条例	規則	解釈通知
<p>居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>（管理者の責務）</p> <p>第二十七条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第二十八条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。</p>	<p>規則</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第八条 条例第二十八条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないと認められる場合</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の管理者または従業者として職務に従事する場合</p> <p>20 管理者の責務</p> <p>基準条例第27条は、指定介護老人福祉施設の管理者の責務を、指定介護老人福祉施設の従業者の管理および指定介護福祉施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護老人福祉施設の従業者に基準条例第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>21 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>基準条例第28条は、指定介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員の責務を定めたものである。</p>

条例	規則	解釈通知
(運営規程)	<p>一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>五 条例第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>六 条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>七 条例第四十一条第三項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>(運営規程に定める事項)</p>	<p>計画担当介護支援専門員は、基準条例第17条の業務のほか、指定介護老人福祉施設が行う業務のうち、基準条例第12条第3項から第7項まで、第16条第5項、第39条第2項および第41条第2項に規定される業務を行うものとする。</p> <p>22 運営規程</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第二十九条 指定介護老人福祉施設は、施設の運営についての重要事項であって規則で定めるものに関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第九条 条例第二十九条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的および運営の方針 二 従業者の職種、員数および職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項 	<p>基準条例第29条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営および入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、基準規則第9条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 入所定員(第3号)</p> <p>入所定員は、指定介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。</p> <p>(2) 指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額(第4号)</p> <p>「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクリエーションおよび日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」は、基準条例第14条第3項により支払いを受けることが認められている費用の額を指すものである。</p> <p>(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)</p> <p>入所者が指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものである。</p> <p>(4) 非常災害対策(第6号)</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>		<p>24の非常災害に関する具体的計画を指すものである。</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項(第7号)</p> <p>当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p>23 勤務体制の確保等</p> <p>基準条例第30条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 同条第1項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員および看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設は原則として、当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるもの</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(定員の遵守)</p> <p>第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第三十二条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>		<p>である。</p> <p>(3) 同条第3項は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものである。</p> <p>24 非常災害対策</p> <p>(1) 基準条例第32条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 「関係機関への通報および連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(衛生管理等)</p> <p>第三十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十条 条例第三十三条第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)および風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>2 5 衛生管理等</p> <p>(1) 基準条例第33条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 調理および配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行われなければならない。</p> <p>なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならない。</p> <p>イ 食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>ウ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第二十七条第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、厚生労働省より別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(2) 基準条例第33条第2項に規定する感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準規則第11条第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針</p> <p>当該施設における「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。</p> <p>平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」 http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.htmlを参照されたい。</p> <p>ウ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修</p> <p>介護職員その他の従業者に対する「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録すること</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(協力病院等)</p> <p>第三十四条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十五条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>		<p>が必要である。</p> <p>研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p> <p>エ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。</p> <p>2 6 協力病院等</p> <p>基準条例第34条第1項の協力病院および同条第2項の協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましい。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(秘密保持等)</p> <p>第三十六条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(広告)</p> <p>第三十七条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。</p>		<p>27 秘密保持等</p> <p>(1) 基準条例第36条第1項は、指定介護老人福祉施設の従業者に、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設に対して、過去に当該指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとることを義務付けたものであり、具体的には、指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>(3) 同条第3項は、入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第三十八条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十九条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行</p>		<p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p> <p>(1) 基準条例第38条第1項は、居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、入所者による退所後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>29 苦情処理</p> <p>(1) 基準条例第39条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制および手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。</p> <p>(2) 同条第2項は、苦情に対し指定介護老人福祉施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該</p>

条例	規則	解釈通知
<p>う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第四十条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および</p>		<p>苦情（指定介護老人福祉施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準条例第43条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>(3) 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことがその業務として位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護老人福祉施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。</p> <p>30 地域との連携等</p> <p>(1) 基準条例第40条第1項は、指定介護老人福祉施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、</p>

条例	規則	解釈通知
<p>協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生の防止および発生時の対応)</p> <p>第四十一条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した</p>	<p>規則</p> <p>(事故発生の防止措置等)</p> <p>第十一条 条例第四十一条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>地域の住民やボランティア団体等との連携および協力をを行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、基準条例第3条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p> <p>3 1 事故発生の防止および発生時の対応(基準条例第41条、基準規則第11条)</p> <p>(1) 事故発生の防止のための指針(基準規則第11条第1号)</p> <p>指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針</p>

条例	規則	解釈通知
<p>場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		<p>エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）および現状を放置しておく と介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p>オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>(2) 事実の報告およびその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（基準規則第11条第2号）</p> <p>指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、ア</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>の様式に従い、介護事故等について報告すること。</p> <p>ウ (3)の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例および分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(基準規則第11条第3号)</p> <p>指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止および再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であ</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>るが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修 (基準規則第11条第3号)</p> <p>介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p> <p>(5) 損害賠償(基準条例第41条第4項)</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(会計の区分)</p> <p>第四十二条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福</p>		<p>指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくかもしくは賠償資力を有することが望ましい。</p> <p>3 2 会計の区分</p> <p>基準条例第42条は、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスに関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）および「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）によるものである。</p> <p>3 3 記録の整備</p> <p>基準条例第四十三条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第1号の施設サービス計画については、当該計画の満了の日</p>

条例	規則	解釈通知
<p>社施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてはその完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 施設サービス計画</p> <p>二 第十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二十五条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 第四十一条第三項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨および基本方針</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第四十四条 第三条および前二章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成され</p>		<p>(2) 第2号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、サービスを提供した日</p> <p>(3) 第3号の身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録については、サービスを提供した日</p> <p>(4) 第4号の市町村への通知に係る記録については、当該記録を作成した日</p> <p>(5) 第5号の苦情の内容等の記録については、当該記録を作成した日</p> <p>(6) 第6号の事故の状況および事故に際して採った処置についての記録については、当該記録を作成した日</p> <p>第5 ユニット型指定介護老人福祉施設</p> <p>1 第5章の趣旨</p> <p>「ユニット型」の指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>る場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		<p>こうしたユニット型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、第1章、第3章および第4章ではなく、第5章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章(基準条例第5条)に定めるところによるので、留意すること。</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 基準条例第45条(基本方針)は、ユニット型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。</p> <p>その具体的な内容に関しては、基準条例第48条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。</p> <p>(2) 第1の4はユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において「基準条例第3条第4項」とあるのは「基準条例第45条第3項」と「第2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第二節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。</p> <p>一 ユニット</p> <p>二 浴室</p> <p>三 医務室</p> <p>四 廊下</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、規則で定める。</p>	<p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)</p> <p>第十二条 条例第四十六条第三項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(2) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、条例第四十六条第二項ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>(3) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。</p> <p>ロ 共同生活室</p>	<p>3 設備に関する要件(基準条例第46条)</p> <p>(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならない。</p> <p>(2) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。</p> <p>(3) ユニット(基準規則第12条第1項第1号)</p> <p>ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。</p> <p>(4) 居室(第1号イ)</p> <p>ア 前記(1)のとおりユニットケアには個室が不可</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備および備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、または共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、または共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>三 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 医務室</p> <p>イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。</p> <p>ロ 入居者を診療するために必要な医薬品および医</p>	<p>欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。</p> <p>イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。</p> <p>この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。</p> <p>(ア) 当該共同生活室に隣接している居室</p> <p>(イ) 当該共同生活室に隣接してはいるが、(ア)の居室と隣接している居室</p> <p>(ウ) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(ア)および(イ)に該当する居室を除く。)</p> <p>ウ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な</p>

条例	規則	解釈通知
	<p>療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>四 廊下 幅を一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル（中廊下にあつては、一・八メートル）以上とすることができる。</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあつても、次の2つの要件を満たさなければならない。</p> <p>(7) 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>(イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>エ ユニットの入居定員に関する既存施設の特例 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、前記ウの(イ)の要件は適用しない。</p> <p>また、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、前記ウは適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。</p> <p>オ 居室の床面積等 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>(7) ユニット型個室</p> <p>床面積は、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(1) ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(ア)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p> <p>(5) 共同生活室(第1号ロ)</p> <p>ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。</p> <p>(ア) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>(イ) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>イ 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について前記(4)のオにあるのと同様である。</p> <p>ウ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。 また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。</p> <p>(6) 洗面設備(第1号ハ) 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p> <p>(7) 便所(第1号ニ) 便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただ</p>

条例	規則	解釈通知
		<p>し、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p> <p>(8) 浴室(第2号)</p> <p>浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。</p> <p>(9) 廊下(第4号)</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。</p> <p>ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、前記の(1)から(9)までによるほか、第3の3および5を準用する。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第三節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払いを受けることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の規則で定める費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の費用)</p> <p>第十三条 条例第四十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 基準省令第四十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 基準省令第四十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	<p>4 利用料等の受領</p> <p>第4の7は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)および(4)中「基準条例第14条」とあるのは「基準条例第47条」と「基準規則第5条」とあるのは「基準規則第13条」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十八条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活</p>	<p>五 理美容代</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十一条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>3 条例第四十七条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。</p>	<p>5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準条例第48条第1項は、基準条例第45条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴と其中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第四十九条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生</p>		<p>なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当でない。</p> <p>(2) 基準条例第48条第2項は、基準条例第45条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。</p> <p>6 介護</p> <p>(1) 基準条例第49条第1項は、介護が、基準条例第48条第1項および第2項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設</p>		<p>自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。</p> <p>また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。</p> <p>(2) 基準条例第49条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。</p> <p>(3) 基準条例第49条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、前記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(7)までを準用する。この場合において、第4の11の(7)中「第7項」とあるのは「第</p>

条例	規則	解釈通知
<p>の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>		<p>8項」と読み替えるものとする。</p> <p>7 食事</p> <p>(1) 基準条例第50条第3項は、基準条例第48条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急(せ)かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(2) 基準条例第50条第4項は、基準条例第45条第1項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。</p> <p>(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、前記の(1)および(2)によるほか、第4の12の(1)から(7)までを準用する。</p> <p>8 社会生活上の便宜の提供等</p>

条例	規則	解釈通知
<p>第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設の運営についての重要事項であって規則で定めるものに関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の運営規程に定める事項)</p> <p>第十四条 条例第五十二条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(1) 基準条例第51条第1項は、基準条例第48条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、入居者1人1人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における生活上の便宜の提供等については、前記の(1)および(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第51条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第51条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第51条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>9 運営規程(基準条例第52条)</p> <p>(1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額(基準規則第14条第5号)</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則</p>	<p>一 施設の目的および運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>三 入居定員</p> <p>四 ユニットの数およびユニットごとの入居定員</p> <p>五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の職員の配置)</p> <p>第十五条 条例第五十三条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員または看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間および深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員または看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>	<p>「指定介護福祉施設サービスの内容」は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。</p> <p>また、「その他の費用の額」は、基準条例第47条第3項により支払いを受けることが認められている費用の額を指すものである。</p> <p>(2) 第4の22の(1)および(3)から(5)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準条例第29条」とあるのは「基準条例第52条」と、「基準規則第9条第1号から第7号まで」とあるのは「基準規則第14条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。</p> <p>10 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 基準条例第53条第2項は、基準条例第48条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。</p> <p>これは、従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した</p>

条例	規則	解釈通知
<p>で定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者(以下「研修受講者」という。)を各施設に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導および助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設(以下(2)において「ユニット型施設」という。)とユニット型の</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(定員の遵守)</p> <p>第五十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>		<p>指定短期入所生活介護事業所(以下(2)において「ユニット型事業所」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設および併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型施設および併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。)</p> <p>また、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。</p> <p>(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)および(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第30条」とあるのは「第53条」と、同(2)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(準用)</p> <p>第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十八條までおよび第三十二條から第四十三條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「第五十二條に規定する規程」と、第二十七條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第二十八條中「第十七條」とあるのは「第五十五條において準用する第十七條」と、第四十三條第二項第二号中「第十三條第二項」とあるのは「第五十五條において準用する第十三條第二項」と、第四十三條第二項第三号中「第十六條第五項」とあるのは「第四十八條第七項」と、第四十三條第二項第四号中「第二十五條」とあるのは「第五十五條において準用する第二十五條」と、第四十三條第二項第五号中「第三十九條第二項」とあるのは「第五十五條において準用する第三十九條第二項」と、第四十三條第二項第六号中「第四十一條第三項」とあるのは「第五十五條において準用する第四十一條第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>第六章 雜則</p>	<p>(準用)</p> <p>第十六條 第四條、第六條から第八條まで、第十條および第十一條の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第八條第五号中「第十六條第五項」とあるのは「第四十八條第七項」と、同條第六号中「第三十九條第二項」とあるのは「第五十五條において準用する條例第三十九條第二項」と、同條第七号中「第四十一條第三項」とあるのは「第五十五條において準用する條例第四十一條第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 1 準用</p> <p>基準條例第5 5條の規定により、基準條例第7 條から第1 3 條まで、第1 5 條、第1 7 條、第2 0 條、第2 2 條から第2 8 條までおよび第3 2 條から第4 3 條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第4 の1 から6 まで、8、1 0、1 3、1 5 から2 1 までおよび2 4 から3 3 までを参照されたい。この場合において、第4 の1 0 の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1 日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則	解釈通知
<p>(規則への委任)</p> <p>第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（施行法（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）をいう。）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）（同日前に基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項および附則第八項において同じ。）について第六条第二項の規定を適用する場合には、同項中「一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とする」とし、同条第五項の規定を適用しない。</p> <p>3 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）（同日前に基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）について第三条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。</p> <p>3 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第一項第七号イ（食堂および機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。</p> <p>4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二</p>	

条例	規則	解釈通知
<p>正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第二項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。</p> <p>4 当分の間、第十四条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百四十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。</p> <p>5 平成十五年四月一日前から引き続き法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模または構造を変更したものを除く。次項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。</p> <p>6 平成十五年四月一日前から引き続き法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚</p>	<p>第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項および附則第六項において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>5 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保</p>	

条例	規則	解釈通知
<p>生省令第三十九号) 第二章および第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。</p> <p>7 平成十五年四月一日以前に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであって、同月二日以後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成二十三年九月一日に改修、改築または増築中の平成十五年前指定介護老人福祉施設（第四十四条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、同日以後に指定介護老人福祉施設旧基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。）については、平成二十三年九月一日以後最初の指定の更新までの間は、指定介護老人福祉施設旧基準第二条および第五十条から第六十一条までに規定する基準によることができる。</p> <p>8 この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号に規定する指定を受けている介護老人福祉施設（この条例</p>	<p>健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一 食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>6 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床また</p>	

条例	規則	解釈通知
<p>の施行の日以後に増築され、または改築された部分を除く。) (平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームを除く。) について第六条第二項の規定を適用する場合には、同項中「一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは「四人以下とする」とし、同条第三項の規定を適用しない。</p>	<p>は当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。) を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号および第十二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、一・二メートル（中廊下にあつては、一・六メートル）以上とする。</p> <p>7 当分の間、第五条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第五条第一項第二号および第十三条第一項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第十</p>	

条例	規則	解釈通知
	<p>三条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。</p>	